

我が国経済社会の成熟化に対応し、山村においても豊かで潤いのある生活を実現していくためには、地域住民が自らの地域を歴史と風土に根ざした豊かな生涯・生活空間として再認識し、山村を快適で誇りをもって居住できる空間として整備するとともに、次世代の国民も享受できる国民共有の財産として整備する必要がある。

このため、伝統的な森林・山村の美しい景観の保全等を内容とする基本構想に基づき、地域の環境と調和した景観を保全・形成するための生産・生活基盤の整備等を実施した。

イ 森林生活空間整備特別対策

都市化の進展と緑の減少に伴い、国民のゆとりとのおいに対する要求が高まる中で、森林は、人間の生活・文化の不可欠な要素としてその重要性が増大している。また、このような重要性を有する森林と人間との共生を基本として地域の振興を図ろうとする取組がみられる。

このため、地域の豊かな森林資源及び環境資源等を活用し、個性と活力と魅力のある地域づくりを推進するための森林生活空間整備ビジョンを策定し、これに基づき、森林の総合利用を図るための森林空間の整備、安全性の確保のための治山施設の整備、森林生活空間の基礎となる生活環境の改善を図るための林道施設及び用排水施設の整備等を行う事業を実施した。

(3) 都市と山村の交流促進

ア 緑とのふれあいの里整備特別対策事業

中山間地域においては、基幹産業である林業が停滞し、地域の活力が低下している一方で都市部においては、生活環境の悪化等から山村への関心が増大し、山村に対して自然とのふれあいの場としてのニーズが多様になってきている。

このため、都市住民が森林・林業、山村生活を快適かつ安心して体験できる地域の育成を促進するため、交流活動推進の担い手を育成するとともに、都市と山村の交流連携を基礎として、森林・山村等を体験・学習する場の整備、交流拠点の整備を促進する事業を実施した。

イ 流域森林整備フォーラム事業

森林の公益的機能の発揮に対する期待の高まりを受け、シンポジウム、森林の文化展など流域の上下流関係のあり方等についての課題の解決を図る場を設けることにより、森林の有する価値を広く一般に啓発しつつ、森林整備についての上下流の合意形成を図るとともに、分収育林等これを通じた森林整備を促進する事業を実施した。

ウ 「山村で休暇を」特別対策

近年、余暇の増大やライフスタイルの多様化等が進む中で、自然とのふれあいやゆとりある生活への希求が高まっている。

一方、山村においては、過疎化、高齢化の進展により、森林の管理水準の低下が懸念されており、山村地域の豊かな資源を活用した山村の活性化が課題となっている。

このため、都市住民等の山村における滞在型余暇活動を促進し、山村地域の活性化を図るため、基本計画を策定し、これに基づき、都市住民等の滞在・体験のための森林空間の整備、都市と山村の交流の基盤となる施設等を整備する事業を実施した。

第3節 林業構造改善事業

林業構造改善事業とは昭和39年7月9日に公布施行された林業基本法に基づく重要施策の一つであり、昭和39年度から実施されている第1次林業構造改善事業、昭和47年度からの第2次林業構造改善事業、昭和55年からの新林業構造改善事業、平成2年度からの林業山村活性化林業構造改善事業及び沖縄県の林業構造の改善のため昭和52年度から実施されている沖縄林業振興特別対策の総称である。

この事業は、林地保有の零細・分散性、生産基盤の未整備、資本整備の劣弱性等を特徴とする我が国の民有林の林業構造を改善することにより、林業総生産の増大を図ることを基本目標としており、一定の要件を備えた地域について、市町村長が地域の実情に即して自主的に樹立した計画に基づき、各種の事業を有機的に実施する総合事業である。

1 林業山村活性化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

我が国の林業・山村を巡る環境は、経済の国際化及び円高の進行、機械化及び路網整備の遅れ、国産材の加工・流通部門の体制整備の遅れ等による国産材の供給力の低下に加え、林業従事者の減少と高齢化の進行等ますます厳しくなっており、林業生産活動は、依然として停滞が続けている。また、山村は、過疎化、高齢化が進み、産業の振興及び地域社会の維持発展を図る上で深刻な状況となっている。他方国民の価値観の多様化に伴い、木材の需要は多様化、高度化するとともに、森林に対しては、自然や伝統文化とのふれ合い、保健休養や森林レクリエーションの場としてますます期待が強まってきた。

このような情勢の変化に対処して、林業・山村の活性化を図るために、生産性の高い林業の展開と国産材の安定供給体制の形成を図るとともに、特色ある多様な地域の森林資源を活かしたむらづくり及び林業者の定住条件の向上を図ることを基本方向とした林業構造の改善を推進することとして、「林業山村活性化林業構造改善事業」（活性化林構）を平成2年度より実施している。

この対策では、これまでの林業構造改善事業の成果を踏まえて、地域の森林資源の成熟度と特色を活かしつつ、林業生産の高度化のための活動の推進、林業生産基盤の整備及び林業経営高度化施設の整備、森林体験・交流促進施設の整備等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ有機的に実施することとした。また、本対策より補助事業とともに農林漁業金融公庫による低利融資制度である単独融資事業が併せて実施されている。

(2) 事業の仕組み

活性化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、総合型林業構造改善事業、産地形成型林業構造改善事業、資源活用型林業構造改善事業、地域活性化型林業構造改善事業（平成2～3年度で終了）の4タイプの事業に加え、特別対策として、新・美しい森林むらづくりモデル事業（平成6～8年度実施）の事業を実施している。

ア 総合型林業構造改善事業

総合型林業構造改善事業（総合型）は、林業が重要な地位を有する市町村の区域を対象として、林業の担い手の組織化、林業生産の協業化・計画化、新技術の導入等の組織的な取り組みを推進するとともに、林業生産基盤及び林業生産高度化施設、林産物利用高度化施設の整備、山村の生活・就労環境の改善等に関する事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国で480地域を対象として、平成2年度以降逐次林業構造改善事業計画を樹立し、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業1億円で実施する。

イ 産地形成型林業構造改善事業

産地形成型林業構造改善事業（産地形成型）は、国産材の主産地となり得る広域の区域を対象として、需要動向に対応して的確に国産材を供給できる産地づくりを促進する活動を推進するとともに、国産材の拠点的かつ高度な加工流通を行う施設、需要拡大を促進する施設等の整備を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は全国で100地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業10億円、単独融資事業3億円を実施する。

ウ 資源活用型林業構造改善事業

資源活用型林業構造改善事業（資源活用型）は、地域の森林資源を総合的に活かしたむらづくりを行おうとする市町村の区域を対象として、森林の総合利用を促進する活動を推進するとともに、森林産物等の生産・加工施設、森林体験及び山村・都市交流を促進する施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国で120地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円を実施する。

エ 新・美しい森林むらづくりモデル事業

緑、水、伝統文化等優れた環境・景観に富んだ林業山村は、心の豊かさを実感できる貴重な地域であるが、一方、林業生産活動の停滞、生産基盤の整備の遅れから地域活力が減退している。このため、国民共通の財産として山村の文化・景観を積極的に保全し、都市住民に対しては第二のふるさととなるとともに、山村の住民が活力と誇りを持った生活をおくれるゆとりある生活・余暇空間である「美しい森のふるさと」を整備するための事業を実施するものである。

事業は、全国で10地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業2億円を実施する。

(3) 事業の概要

事業実施の進め方や事業内容等については、活性化林構の中心事業である総合型林構に各事業ともほぼ準じている。総合型林構の事業内容等については、次のとおりである。

ア 計画地域の指定

都道府県知事は市町村長から計画地域の指定の申請を受けた場合には、あらかじめ林野庁長官から指示された目標数の範囲で計画地域の指定を行う。

イ 計画の樹立及び認定

市町村長は総合型林構事業計画を作成し、都道府県知事に認定の申請を行う。知事は林野庁長官と協議の上計画の認定を行う。

ウ 事業内容（事業種目）

総合型林構の補助対象とする事業種目の概要については次の通りである。

(ア) 林地保有合理化事業……地域林業の担い手の林業経営規模の拡大を図るために行う事業で、林地の流動化、入会林野の近代化、分収造林の促進等を行う事

業である。

(イ) 構造改善推進事業……地域林業の組織化、林業生産活動の高度化の推進を図る事業で、組織化推進活動、林業生産高度化推進活動、高能率作業モデル団地の整備を行う事業である。

(ウ) 林業生産基盤整備事業……林業生産活動の効率性を高めるため、林業経営路網の整備（林道の整備、作業道の開設）及び高能率作業基地の整備を行う事業である。

(エ) 林業経営高度化施設整備事業……林業経営の高度化を図るための機械施設等の整備を行う事業であり、林業生産高度化促進施設、林産物利用高度化促進施設の整備、林業情報処理促進施設の整備を行う事業である。

(オ) 林業者定住化促進事業……林業生産活動のある山村地域の生活・就労等の環境を改善し、林業者等の定住条件の整備を行う事業であり、林業環境の整備、就労安定促進、複合経営推進施設の整備、特用樹林造成を行う事業である。

(カ) 特認事業……経営的・技術的に斬新なもの又は前記各事業に準ずるもので、当該地域の林業構造の改善を図る上で、特に必要であり、補助事業として適切なものを特認事業として実施する。

(4) 平成6年度の事業実施状況

平成6年度は、新たに100地域（総合型70、産地形成型10、資源活用型20）を指定した。

また、100地域（総合型70、産地形成型10、資源活用型20）が着工し、総着工地域数は430地域（総合型288、産地形成型44、資源活用型88、新・美しいむらづくり10）となった。

2 入会林野等の整備

(1) 経 緯

入会林野又は旧慣使用林野（以下「入会林野等」という）である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る入会権又は旧慣使用権（以下「入会権」という）などの旧来からの慣習的権利関係を近代的な所有権、地上権等の権利関係に改め、農山村民の農林業経営の健全な発展に資することを目的として、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（昭和41年法律第126号）（以下「入会林野等近代化法」という）が制定された。

入会林野等近代化法が規定している内容は、主として権利関係の近代化を実現するために必要な手続き及び不動産登記の特別措置（権利関係の近代化のための登記手続きの簡素化）、近代的権利取得に伴う権利者の

経済的利益についての非課税等租税の減免措置等を定めているものである。

林野庁においては、この法律に基づく権利関係の近代化と、近代化後の土地の農林業上の高度利用を円滑かつ、適正に推進するため、42年度から51年度までの10か年を第1期として「入会林野等整備促進事業」を52年度から61年度までの10か年を第2期として「入会林野等高度利用促進対策事業」を実施し、さらに62年度から第3期として「入会資源総合活用促進対策事業」を推進しているところである。

41年当時には、全国に約200万haを超える広大な入会林野等があり、このうち10ha以上の入会林野等185万haを対象として近代化を図る計画のもとに事業を進めている。

42年度から実施した入会林野等整備促進事業の内容は、市町村及び整備の対象となった入会集団等に対する制度の啓蒙普及、整備対象入会林野等の調査・測量を実施するとともに整備計画樹立についての技術援助等であり、それぞれの実施に伴う経費について助成を行った。

このほか沖縄県に対しては、47年度に入会林野等の実施調査を行うとともに49年度から市町村及び入会集団に対し制度の啓蒙普及を実施し、それぞれに助成を行った。

51年度には今後の整備の促進方策を定めるために「入会林野等高度利用促進調査」を実施するとともに、学識経験者による「入会林野等高度利用促進検討会」を設置した。これらの検討結果を踏まえ、52年度から第2期対策として入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。57年度からは、入会林野等高度利用促進対策事業の中の特別対策事業を特用林産振興対策事業及び山村高齢者林業圏設置推進事業等と統合し、林産集落振興対策事業として実施することとした。

58・59年度には未整備入会林野の利用状況と未整備事由の把握のため「入会林野等整備促進調査」を実施するとともに、入会林野等をめぐる問題点と高度利用の方向等を検討するため学識経験者による「入会林野高度利用促進懇談会」を設置した。これらの調査結果等を踏まえ、62年度から新たに入会資源総合活用促進対策事業を実施している。（表21）

(2) 事業の概要

ア 入会林野等整備促進事業

入会林野等整備促進事業の全体計画は42年度から51年度までの10年間に整備を行うものとし、本事業の整備の対象となる入会林野等は15,540事業体、面積は約145万haと見込み、このおおむね10分の1を単年度の

表21 6年度予算の概要

区 分	6年度予算額 (千円)	補正後の予算額 (千円)
入会資源総合活用促進対策費補助金		
(1) 入会資源総合活用促進対策事業費	9,241	7,855
(2) 入会資源調査測量費	31,630	28,990
(3) 入会資源総合活用促進対策事業推進費	9,716	8,259

事業量とした。

なお、調査測量については、入会林野等整備促進事業と林業構造改善事業とにより実施することとし、それぞれの事業量は、前者にあっては全体の46%に相当する7,150事業体、67万1千ha、後者は54%の8,390事業体、78万7千haを対象とし、それぞれ2分の1事業量を補助の対象とした。

イ 入会林野等高度利用促進対策事業

第1期対策が終了した51年度末において残存する未整備入会林野等105万haを整備するため、52年度から10年間にわたって入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。

(ア) 本事業の整備対象となる入会林野等は8,158事業体、面積は79万haと見込み、これのおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

(イ) 調査測量については、全体の56%に相当する4,568事業体、44万1千haを本事業の対象とした(残り44%は林業構造改善事業により実施することとした)。

(ウ) 整備対象のうち、おおむね1,000地区を対象に、1地区当たり平均事業費3,000万円とし入会林野等高度利用促進特別対策事業を実施することとした(57年度から林産集落振興対策事業に統合された)。

ウ 入会資源総合活用促進対策事業

第2期対策が終了した61年度末において整備を必要とする入会林野等は約80万haとなっており、62年度から10年間にわたって半数の40万haを整備するため、新たに入会資源総合活用促進対策事業が発足した。その内容は次のとおりである。

(ア) 活用促進対策推進事業

都道府県知事は入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するために、入会資源活用促進対策協議会の開催、コンサルタントの設置、嘱託登記及び調停を行う。

(イ) 活用促進対策事業

市町村長は入会林野等整備に先立って、当該林野の活用方針を明らかにするため、活用基本計画を策定する。

市町村長は入会集団又は整備組合に対し、入会林野等整備を進めるための必要な手続き及び関係法令等に

ついての説明会を開催する。

市町村長は整備組合に対し、入会林野等整備計画の策定についての指導を行う。

市町村長は、必要がある場合は、入会林野等の土地及び立木の多面的活用と農林業経営の活性化を図るための経費に充てるため、都市住民等からの資金の導入を促進することとし、これに資するための情報提供を行う。

(ウ) 調査測量事業

市町村長は、入会林野等整備を適正に実施するために必要がある場合は、当該入会林野等の測量及び立木等の調査を行う。

(3) 入会林野整備の実績及び進行状況

ア 整備の実績

入会林野等近代化法の制定以来この28年間に都道府県知事の許可を得て権利関係の近代化を完了したものは6,227件、545,579haである。その実績は、49年度の52,663haをピークにその後漸減傾向にあり、6年度においては41件、3,255haとなっている。その整備の内容は表22、23のとおりである。

表22 入会林野等整備の実績(6年度末累計)

市町村数	件数	面積	1件当たり面積
4,041	6,227	545,579(ha)	88(ha)

表23 権利者の状況(6年度末累計)

入会権者 等総数	権利取得 者数	権利取得 者率	1件当たり 権利取得 者数	1権利取得 者当たり 面積
(人)	(人)	(%)	(人)	(ha)
A	B	B/A		
404,729	397,522	98.2	63.8	1.4

イ 整備後の土地利用状況

入会林野等の権利関係を近代化し、近代化後の土地の農林業上の高度利用を図ることが、この法律の目的であるが、整備後の土地利用の状況は表24のとおりであり、整備前後の土地利用目的を対比すると、林地は整備前より整備後の方が増大し、農用地は約半分になっている。

表24 整備前後の土地利用目的別面積の内訳
(6年度末累計)

区 分	林地 ha	農用地 ha	その他 ha
整備前A	525,502	17,982	2,095
整備後B	534,754	9,575	1,250
増△減B-A	9,252	△8,407	△845

ウ 整備後の経営形態

整備後の経営形態は大きく分けて個別経営・協業経営の2種類となる。また、整備後の経営形態は整備前の利用形態（共同利用・直轄利用・分割利用・契約利用）と関連することが多い。すなわち、一般には整備前の経営形態が分割利用の形態をとっていたものは、すでに各権利者間でそれぞれ異なる利用がなされていた場合が多いため、整備に際して整備後これを協業経営にもっていくことは極めて困難なことであり、そのほとんどは個別経営の形態をとることになる。一方、整備前の他の利用形態をとっていたものは整備後、個別経営に移行しようとしても、新たに分割等の必要があるため、分割地の調整等が極めて困難であること等から協業経営の方式に移行しやすいので、普通この形態をたどるのが大部分である。

しかし、近年生産森林組合等の経営不振により表25に示すとおり整備前に分割利用していたものは約29%であったのに対し、整備後の個別経営に移行したものは

は約40%と前述のような障害があるにもかかわらず、かなり増加している。

なお、整備後の経営形態をどのようにするかということはあくまで権利者自身が決定するものであるが、条件の許す限り協業経営を行うよう指導を行っている。

また、協業経営に移行する場合の協業体としては生産森林組合・農事組合法人・その他の法人・共有による経営の4種類の協業体がある。

表26のとおり許可済の面積約54万5千haのうち協業体に移行したものは約60%に当たる約32万7千haであって、1協業体当たり平均面積は約79haである。このうち、生産森林組合に移行したものは全体面積の中の約54%で、協業体の中の約90%を占めている。

個別経営に移行したものは全体の約40%に当たる約21万8千haで、権利者1人当たり平均面積は1.5haとなっている。

以上が入会林野等整備促進事業を実施してから28年間の実績であるが、いまだ78万3千haほどの入会林野等が整備に未着手のまま存在している。これら入会林野等について、今後とも積極的な整備促進と当該土地等を含む資源の総合的活用を促進することが必要である。

表25 整備前後の利用及び経営形態（6年度末累計と6年度分）

区 分	総 数	整 備 前 の 利 用 形 態				整備後の経営形態	
		共 同	直 轄	分 割	契 約	協 業	個 別
果 計 { 面積 (ha)	545,579	159,719	202,084	162,179	21,597	327,045	218,534
{ 比率 (%)	100.0	29.3	37.0	29.7	4.0	59.9	40.1
6 年度 { 面積 (ha)	3,255	704	919	1,590	42	1,387	1,868
{ 比率 (%)	100.0	21.6	28.2	48.9	1.3	42.6	57.4

表26 整備後の経営形態等（6年度末累計）

区 分	数	実 数			構 成 比	
		経営体数	構 成 員 人	面 積 ha	1経営体当 たり面積 ha	構成員 % %
総 数	145,645	443,686	545,579	3.7	100.0	100.0
法人形態による協業経営に 計	3,030	259,826	298,308	98.5	58.6	54.7
生産森林組合	2,937	254,177	292,630	99.6	57.3	53.6
農事組合法人	89	5,483	5,336	60.0	1.3	1.0
その他の法人	4	166	342	85.5	0.0	0.1
共有による経営	1,101	42,346	28,737	26.1	9.5	5.3
個別経営	141,514	141,514	218,534	1.5	31.9	40.0

(注) 1 法人形態による協業経営の「その他」は有限会社及び株式会社である。

2 同一の権利取得者が複数の経営体の構成員となることがあるので、構成員総数は権利取得者総数とは一致しない。

第4節 森 林 組 合

1 森林組合等の活動状況

5年度末現在、全国連合会1、都道府県連合会47、森林組合1,571、生産森林組合3,472が設立されている。森林組合は合併の進展等により年々減少しているが、生産森林組合は入会林野等の整備に伴って増加している。

森林組合は地区内森林所有者の51%に当たる174万人（1組合当たり1,123人）の組合員で組織され、その組合員の所有森林面積は地区内民有林面積（都道府県有林を除く。）の74%を占める1,147万ha（1組合当たり7,426ha）に達する。造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は、1,242組合（結成組合率79%）、総人員37,693人である。

財務状況についてみると、1組合平均の払込済出資金は2,535万円であり、組織、経営、財務基盤ともに年々強化されてきている。

5年度における経済事業取扱量については新植面積3万8千ha（前年度比96%）、素材生産量329万^m（同98%）、木材販売量（素材生産販売量を除く）183万^m（同98%）、山行苗木取扱量1億732万本（同96%）となっている。森林組合の民有林における事業実績は新植面積の77%、素材生産量の15%となっている。

生産森林組合は5年度末現在で29万人の組合員によって37万haの森林を経営している。

都道府県森林組合連合会では森林経営の指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械、山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

全国森林組合連合会は47都道府県森林組合連合会を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を行うほか、経理を区分して森林共済事業を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 森林組合合併促進等特別対策事業

森林の流域管理システムにおける中核的担い手として組織・経営基盤の充実した広域森林組合へ体質強化を図るため、合併推進協議会の開催等による関係者の合併に向けての合意形成を支援するとともに、森林組合活動のキーポイントとなっている作業班の育成強化に必要な機械・施設の整備等を行う事業について助成した。

予算額 1億8,617万3千円

（前年度 2億685万8千円）

(2) ふるさと森林整備促進事業

森林組合等による森林の長期施業受託方式の定着、不在村森林所有者等に対する森林施業の普及啓発、森林災害未然防止に関する普及啓発及び地域資源の保全・地域特産物の開発を通じた地域活性化活動を推進する事業について助成した。

予算額 1億4,204万4千円

（前年度 0千円）

(3) 森林組合監査士監査事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合連合会に監査士を置き、森林組合の経営管理等について適切な指導等を行うことについて助成した。

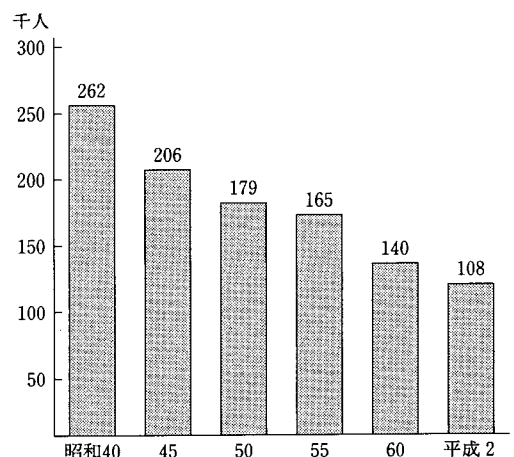
予算額 735万7千円（前年度817万4千円）

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成2年における林業就業者数は図1のとおり10万8千人で、昭和55年の16万5千人に比べ35%の減少、また、林業就業者に占める50歳以上の者の割合は図2のとおり68%で、昭和55年に比べ21ポイントの増加となっており、森林の適正な整備と国産材の安定供給を図っていく上で、その育成・確保が重要な課題となっている。

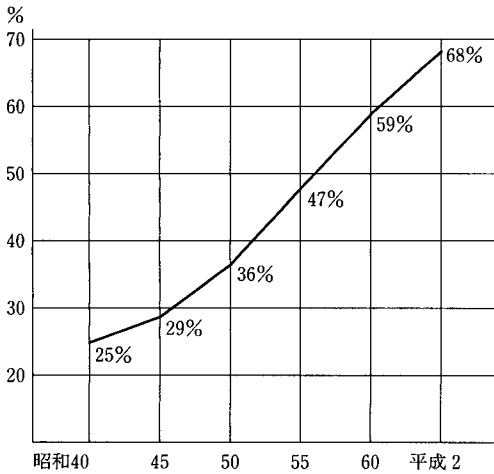
図1 林業就業者数の推移



資料：総務庁「国勢調査」

(注) 国勢調査における森林就業者とは、9月末1週間に主として林業に従事した者である。

図2 林業就業者の高齢化の推移
(50歳以上の占める割合)



資料：総務庁「国勢調査」

2 対策の概要

(1) 林業労働者就業対策

ア 林業労働力育成確保特別対策事業

林業労働力の育成確保を図ることを目的として、就労条件の改善、就労の広域化、技術の向上、若い人材の養成等を推進するのに必要な経費について助成した。

予算額 2億232万9千円

(前年度 2億2,432万8千円)

イ 林業就労改善促進対策事業

林業労働者の雇用の長期化・安定化、労働強度の軽減等就労条件の改善を図るため、雨天等作業中断時の就労確保に必要な施設、広域就労の促進に資する施設、高性能林業機械等の整備を行うのに必要な経費について助成した。

予算額 1億8,524万9千円

(前年度 2億583万3千円)

ウ 林業担い手確保総合対策事業

流域単位に設置する「流域林業サービスセンター」による事業量、労働力、機械等の需給調査に資する情報の収集・提供、機械の共同利用・レンタルサービス、多能工技能者の養成と安全訓練の実施、事業量の安定確保対策、育林体験活動の組織化等を一体的に推進するのに必要な経費について助成した。

予算額 1億4,821万4千円

(前年度 2億9008万円)

エ 林業労働環境整備事業

就労条件の整備された林業事業体の育成を目的として、労基法に基づく雇用管理の改善指導、社会保険の加入促進対策等に必要な経費について助成した。

予算額 1億6,385万5千円(前年度 0円)

(2) 林業労働安全衛生対策

ア 林業労働災害防止対策事業

林業における労働災害は、近年着実に減少してきているが、他産業に比べると依然として高水準にあることに加えて、林業従事者の高齢化の進行が労働災害の増加につながる事が懸念される状況にある。

このような状況に対処し、林業労働安全衛生の確保対策を強化するため、①都道府県及び地域における労働安全衛生推進会議の開催、総合的な労働安全衛生推進のための体制強化、②安全衛生指導員による作業現場におけるきめ細かな指導活動等の実施、③機械化の進展に対応した安全作業体系の定着、④一人親方等に対する安全作業の確保等に必要な経費について助成した。

予算額 6,169万1千円(前年度 6,124万5千円)

イ 林業振動障害総合対策事業

民間林業における振動障害問題に対処するため、都道府県における啓もう普及、一人親方等の特殊検診の促進による予防対策の推進、振動障害軽快者の就労機会の拡大を図るための就労推進モデル事業体の育成、就業促進施設の整備等に必要な経費について助成した。

予算額 5,104万9千円(前年度 5,627万1千円)

第6節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、平成元年の1億1,385万㎡をピークにほぼ横ばい傾向で推移している。

6年の木材(用材)需要量は、新設住宅着戸数が前年比6%の増と好調に推移したが、製材用はほぼ前年並、合板用は同比3%減となった。一方、パルプ・チップ用は、紙・板紙生産の増加により、同比4%増となったことから、総数では前年をわずかに上回る1億932万㎡となった。

供給面においては、パルプ・チップの輸入が円高の進行等により大幅に伸びたことから、国産材は、同比4%減の2,448万㎡となり、輸入材は、同比3%増の8,

表27 木材（用材）需給の現況
（単位：千㎡（ ）内は前年比％）

区 分	需 要	5 年		6 年	
		数	（ 内 ）	数	（ 内 ）
総	数	108,265	(99.8)	109,321	(101.0)
製 材	用	51,159	(101.2)	51,001	(99.7)
合 板	用	14,533	(105.3)	14,099	(97.0)
パルプ・チップ用		40,894	(95.6)	42,375	(103.6)
そ の 他	用	1,679	(121.8)	1,846	(109.9)
供 給					
総	数	108,265	(99.8)	109,321	(101.0)
国 内 生 産		25,597	(94.2)	24,477	(95.6)
外 材 輸 入		82,668	(101.7)	84,844	(102.6)

484万㎡となった。この結果、輸入材率は前年を1.2ポイント上回る77.6%となった。（表27）

外材輸入の供給形態別では、丸太は同比3%減となっているのに対し、製材品は同比1%増、パルプは同比13%増、パーティクルボード、集成材の増加など、より製品に近い形で輸入となっている。輸入材に占める丸太の割合も低下が続いており、平成6年は前年を1.8ポイント下回る31.7%となった。

イ 住宅建設の動向

(ア) 住宅建設の動向等

木材需要の大宗を占める住宅建設の動向をみると、昭和62年以降新設住宅戸数は160万戸を超える水準で推移してきたが、平成3年には137万戸まで急落した。しかし、平成4年からいく分回復し、平成6年には157万戸（前年比6%増）となった。

このような状況の中で、木造住宅は721万戸（前年比3%増）、同床面積は8,073万㎡（前年比8%増）と前年に比べ増加した。戸数の木造率は前年より1ポイント下回る46%となっている。（表28）

また、平成6年の新設住宅着工戸数のうち木造について建て方別の割合（戸数）をみると、一戸建て82.3%、長屋建て2.8%、共同住宅14.9%となっており、木造住宅では、一戸建てに対する需要が高いことがうかがえる。

(イ) 木造住宅供給等

国民が良質・安価の木造住宅を入手し得るようにするためには、木造住宅に対する需要者のニーズを把握し、需要動向を踏まえた開発、改良を行い、優良な木造住宅、木質材料を安定的に供給体制の整備が必要である。また、資源の有効利用を図り、環境保全に資するための技術開発及び木質廃棄物の回収、集荷等の情報ネットワークの整備が必要である。このため、林産物生産流通改善対策の一環として、木材需要開発促進及び有効利用のためのスギ一般材総合対策事業、地域

材住宅部材化促進総合対策事業、木質資源利用分野開発促進対策事業、国産材乾燥合理化モデル事業、エンジニアリングウッド性能評価事業、日本住宅・木材技術センター事業を実施した。

a スギ一般材総合対策事業

我が国で広く造林され、今後供給量が大幅に増大するスギ一般材の利用の促進を総合的に図るため、スギ一般材の振興計画の作成、利用技術及び用途の開発並びにスギ一般材の利活用普及のための方針作成、展示会の開催等普及活動を実施した。

b 地域材住宅部材促進総合対策事業

我が国の木材需要の中核は、建築用材であり、今後充実してくる国産材資源を有効利用していくためには、木造住宅の振興が緊要の課題となっている。このため、大工など住宅建設の担い手の減少等に対応した建設担い手の技術研修、新構造用製材の生産技術研修及び普及活動等を実施した。

c 木質資源利用分野開発促進対策事業

国産材の新たな利用分野の開発及び木質廃棄物の再資源化等を促進するため、プレハブ住宅の各部材に国産材を利用するための技術開発、スギ等一般材を利用した折衷型2×4工法住宅等のモデル施設整備及び建築廃材等木質廃棄物の回収、集荷等を促進するための情報ネットワークの整備、再利用促進に必要な関連技術の改良・開発等を実施した。

d 国産材乾燥合理化モデル事業

国産材の乾燥の合理化を図るとともに乾燥材に対する理解を深めるため、荒挽き材の大型乾燥施設のモデル的な整備を行うとともに、大工・工務店等木造建築の担い手を対象とする乾燥材の研修等を実施した。

e エンジニアリングウッド性能評価事業

建築物の構造解析は、世界的に限界状態設計法が主流となりつつあり、これに適切に対応するため、エンジニアリングウッド（性能でグレーディングされた製材、集成材等）の実大強度試験（曲げ、引張り、圧縮強さ）を実施した。

f 日本住宅・木材技術センター事業の実施

木材需要の維持拡大には、住宅等の需要分野における諸情勢の変化に対応した新製品の開発、新利用技術の開発、普及等を推進する必要があるため、6年度においても、引き続き財団法人日本住宅・木材技術センターでは、市場調査、間伐材の需要開発、住宅部材の安全性向上等を内容とする木材利用技術開発・普及推進活動を実施した。

g JAS（日本農林規格）等の推進

製材、合板、集成材、床板等住宅建設に関連する木

表28 構造別新設住宅着工戸数・床面積の推移

年次	総 数		木 造				鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄骨造		コンクリートブロック造		その他	
	戸 数	床面積 千㎡	戸 数	総数比 %	床面積 千㎡	総数比 %	戸 数	床面積 千㎡	戸 数	床面積 千㎡	戸 数	床面積 千㎡	戸 数	床面積 千㎡	戸 数	床面積 千㎡
昭和60	1,236,072	103,132	591,911	47.9	57,988	56.2	90,701	6,297	294,251	19,473	255,445	19,100	3,047	208	717	66
61	1,364,609	111,004	633,858	46.4	61,184	55.1	92,589	6,585	332,771	21,388	300,773	21,522	3,475	234	1,143	90
62	1,674,300	132,526	741,552	44.3	72,372	54.6	105,179	7,325	445,341	26,931	378,442	25,628	2,852	202	934	69
63	1,684,644	134,531	697,267	41.4	69,843	51.9	139,997	9,901	455,463	28,673	388,530	25,865	2,534	181	853	68
平成元	1,662,612	135,029	719,870	43.3	71,977	53.3	140,795	10,084	404,006	25,825	394,625	26,896	2,396	167	920	81
2	1,707,109	137,490	727,765	42.6	72,440	52.7	164,416	11,492	434,151	26,956	377,603	26,369	2,207	162	967	71
3	1,370,126	117,219	624,003	45.5	64,547	55.1	115,122	8,666	303,253	20,376	325,219	23,444	1,675	119	854	66
4	1,402,590	120,318	671,130	47.8	68,884	57.3	77,657	6,006	279,736	19,195	371,752	26,051	1,430	106	885	76
5	1,485,684	131,683	697,496	46.9	75,116	57.0	71,508	5,344	345,108	23,707	368,999	27,313	1,433	108	1,140	95
6	1,570,252	145,581	721,431	45.9	80,733	55.5	105,978	8,372	400,610	28,792	339,923	27,485	1,167	97	1,143	102

資料：建設省「住宅着工統計」

質材の需要拡大を図る上で、JASの普及推進は重要であり、規格の検討、普及、需要関係者及び加工者への普及指導等に努めるとともに、JAS以外の新しい木質材等について消費者に安全性等の優れた製品の供給を図るため、木質建材等認証推進事業を実施した。

h 間伐材等小径木の利用促進

間伐材等小径木の利用開発、需要拡大は、間伐の計画的な推進を図り、健全な森林を育成する上で重要な課題となっている。これに関する対策として、6年度についても、間伐材の利用技術の確立に関する研究、間伐材等展示事業、間伐材需要開発事業等試験研究から製品展示に至る多面的な施策を講じた。

ウ 価格の動向

6年の木材価格は、総じて軟化傾向で推移した。米材丸太価格は、3月までは堅調であったが、4月からは軟化傾向で推移した。南洋材丸太価格は5月にやや戻したものの軟化傾向で推移した。国産丸太価格は、年初より軟化傾向で推移し、その後9月からは緩やかな上昇傾向となった。製材市況も丸太とはほぼ同様の動きとなっている。

年平均価格でみると、丸太については、スギが4%、ヒノキが2%、ミツガが1%、北洋エゾマツが4%、合板用ラワンが18%、5年価格を下回った。

一方、製材品については、スギ柱角が2%、ヒノキ柱角、米マツ平角はほぼ前年並、ミツガ柱角は2%、北洋エゾマツ平割は3%下回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

6年の木材（丸太及び製材）輸入量は3,314万㎡で前年に比べ3%減少した。

これを材種別にみると、前年に比べ米材は4%、南

洋材は9%、北洋材は2%、チリ材は29%減少し、ニュージーランド材は8%増加した。

6年の材種別割合は米材46%、南洋材24%、北洋材16%、ニュージーランド材6%、チリ材1%、その他7%となっている。

米材、南洋材地域においては、資源的制約、環境問題により、伐採量は減少する傾向にある一方、北欧、アフリカからの輸入が増えるなど輸入先の多様化が進んでいる。（表29）

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等）輸入額は、1兆4,851億円（前年比92%）で我が国の総輸入額28兆1,043億円（同105%）の5%を占めている。

(ア) 南洋材

6年度の南洋材輸入量は丸太677万㎡（同91%）、製材121万㎡（同93%）となっている。

丸太の輸入を供給国別にみると、マレーシアからの輸入が451万㎡（同83%）となり、その南洋材輸入量に占める割合は67%（5年73%、4年86%）と依然高水準を保っているものの近年、減少傾向で推移している。

製材については、マレーシアが62万㎡（同85%）、インドネシアが54万㎡（同108%）となり、この2か国で南洋材製材の96%を占めている。

合板については、インドネシアからの輸入量が314万㎡（同94%）と最も多く合板総輸入量の80%を占めているが、近年マレーシアからの輸入が51万㎡（同135%）と増え、13%のシェアとなっている。

60年インドネシア、61年フィリピン（造林木等を除く）、元年にバプアニューギニア（一部樹種）、4年にはベトナム、カンボジア、5年には、マレーシア・サバ州がそれぞれ丸太輸出を禁止した。なお、インドネ

表29 木材の輸入量

(単位: 万㎡)

			6 年			5 年		
			丸 太	製 材	計	丸 太	製 材	計
南	洋	材	677	121	798	746	130	875
米		材	765	764	1,529	819	777	1,596
北	洋	材	481	35	516	497	29	526
そ	の	他	316	156	471	282	126	408
	計		2,239	1,076	3,314	2,344	1,062	3,406

資料: 大蔵省「貿易統計」

シアについては、4年に丸太輸出禁止を解除したが、代わりに多額の輸出税を導入しており、実質的には輸出禁止となっている。

(イ) 米材

6年の米材輸入量は丸太765万㎡(前年比93%)、製材764万㎡(同98%)、計1,529万㎡(同96%)と減少した。国別には、アメリカ62%、カナダ38%(前年はアメリカ63%、カナダ37%)と、アメリカの丸太・製材の減少により、カナダのウエイトが高まってきている。米材に占める製材の比率を材積でみると、アメリカ22%、カナダ95%となっている。

(ウ) 北洋材

6年の北洋材の輸入量は、丸太481万㎡(前年比97%)、製材35万㎡(同122%)、計516万㎡(同98%)となった。

ロシア国内の社会・経済の混乱等により減少傾向で推移していたが、5年以降、合板用材等の代替材として注目されたことや、ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向にある。

イ 輸出

6年の木材製品の総輸出額は102億円と前年比98%となっている。

輸出内訳は、金額ベースで、製材・加工材17%、薄板・合板用単板11%、繊維板9%、合板6%、その他57%となっている。我が国の木材・木製品の輸出は、その23%が台湾で、以下韓国22%、インドネシア12%、米国9%、ドイツ6%の順になっている。

(3) 木材工業の動向

最近における木材工業の業況についてみると、55年以降の新設住宅着工戸数の急減等に起因した木材需要の大幅な減退と引き続き停滞及び60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機とした新設住宅着工戸数は回復を示し、62年から2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷し

た。

6年の新設住宅着工戸数及び木造率は、それぞれ157万戸、46%と若干回復したものの、業況は依然として厳しい環境にある。

また、需要者ニーズが多様化・高度化する中で、製材・合板を中心とする製品輸入が増大し、原木輸出規制の動きが強化されるとともにガット・ウルグアイ・ラウンド合意による関税の引き下げが決定される一方で、国産材の資源が充実しつつあるなどの木材需給構造の急激な変化及び深刻化する労働力不足等、各種の構造的な問題が顕在化してきており、業界においては、こうした変化にどのように対応していくかが今後の重要な課題となっている。

ア 製材業

6年末における製材工場数は15,028工場を数え、前年に比べ358工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は83.1kW(前年比101%)と引き続き増加しているが、37.5kW未満の工場数が全体の33%を占めており、依然として零細性を表わしている。6年における製材用素材の総入荷量は3,869万㎡(前年比99.0%)となった。この中で国産材は前年に比べ1%増加したものの、外材の入荷量は前年に比べ2%減少したことにより、製材用素材供給の外材依存度は54.9%と前年に比べ若干減少した。

また、製材品出荷量は2,628万㎡(前年比99%)となり、これを用途別にみると、建築用材81%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材9%、家具・建具用材4%、その他用材3%となっている。

イ 合板工業

6年末の合板製造工場数は、前年に比べ18工場減少し472工場となった。これを工場の類型別にみると、普通合板を生産する工場は1工場減少して110工場に、特殊合板のみを生産する工場は、15工場減少して320工場となった。また、単板のみを生産する工場は42工場と2工場減少した。

6年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ4%減少し、760万 m^3 となった。材種別にはラワン材を主とする外材が前年に比べ4%減の735万 m^3 、国産材についても前年に比べ8%減の25万 m^3 となった。

6年の普通合板の生産量は7億1,963万 m^2 （前年比91%）、特殊合板の生産量は3億5,520万 m^2 （前年比98%）となった。

2 国産材の流通体制整備及び木材需要の拡大

(1) 国産材の流通体制整備

需要者のニーズに応え品質の安定した国産材製品を低コストで安定的に供給し得る国産材産地体制を整備するため、木材関連業者等の組織する団体を主な事業主体として、原木流通拠点施設、加工拠点施設、製品流通合理化施設の整備等を促進する事業につき助成した。

また、国産材産地体制整備の模範となる優良な取組事例を全国レベルの基準で評価・推奨する事業を実施した。

更に、スギ一般材の利活用を全国レベルで推進する事業を実施するとともに国産材を製材、加工する製材業者等がリース制度を活用して原木自動仕分機、CAD・CAM装置を導入する場合にリース料の一部を軽減する事業につき助成した。

(2) 木材需要の拡大

木材需要の拡大を図るため、次の各種の施策を推進した。

梓組壁工法、ログハウス用資材等として国産材の利用を推進する技術・新製品の開発、メンテナンスシステムの開発等の推進のほか、今後、供給が大幅に増大するスギ一般材の利用技術・用途開発等の推進及び木質製品の品質保証体制を総合的に整備する事業を推進するとともに、大工などの住宅建設の担い手の減少等に対応した建設担い手の技能向上、3階建て在来軸組構法住宅部材等の開発、新構造用製材の生産技術の向上等を図る事業の実施に加え、木質廃棄物のリサイクルに関する調査や技術開発等を実施したほか、乾燥材の安定供給体制の整備を図る乾燥技術マニュアルの作成、乾燥整備の導入を推進した。

また、国産材の需要拡大を図るため、消費者に対し、木材の良さを普及啓発するとともに、高度加工木製品の流通振興及び大型木造建築物等の建設促進のための欧米諸国の木材利用方法を普及・定着させる事業を実施したほか、地域材のブランド化等の推進、都道府県を単位とした国産材の利用等に関する情報の収集分析及び提供を行うネットワークの整備について助成し

た。

更に、森林資源の有効活用を図るため、大規模木造建築物の管理・メンテナンス上の課題と対策に関する調査を実施するとともに木材の新規用途を開発するため、木材のプレス成形や射出成形を可能とする熱可塑性・液化技術、電磁波遮蔽性等新たな機能の付加を目的とする木材と他材料との複合化技術、樹木に含まれる希少成分を副作用の少ない薬品等として利用する技術の開発及び地域の木質資源を高度に利用する技術開発のための調査事業を実施した。

このほか、日本農林規格（JAS）の制定・改正に伴う内容の周知徹底及び指導に努めるとともに、木材の需要開発、利用技術の開発・普及を推進するため、市場調査、新製品の開発研究、建築用木材の性能評価等を行う事業につき助成した。

3 木材作業の体質強化

熱帯材資源の減少、原木の輸出規制の動き、製品輸入の急増及び需要者ニーズの変化、代替材の進出など需給構造の急激な変化に対応し、木材加工製品の高付加価値化、低コスト化、原料転換等を図るため、高性能加工設備の導入促進、付加価値の高い新製品開発のための新技術・機械装置の開発・普及及び木質パネル類等先進木質建築資材の調査とその試作・試験を実施するほか、新たに、木材加工場の労働環境改善を図るための防塵・防音効果の高い機械装置の開発、非構造用部材の機械プレカットシステムの開発及び生産能力の適正化を図る木材産業再編整備の事業を実施するなど、木材産業の高度化を総合的に促進する事業を推進した。

また、流域を単位として、素材生産を行う林業事業体の再編整備を行い、若者も参入し得る魅力ある就労条件を提供できる優良で強い体質の林業事業体を育成していくため、林業事業体の組織化、経営の高度化、規模の拡大等を促進するとともに、流域内の作業路網、素材生産施設等を一体的に整備する事業を実施した。

更に、「中小企業近代化促進法」に基づき、一般製材業、合単板製造業等の構造改善事業が円滑に推進されるよう指導した。

4 木材需給の安定

(1) 木材の需給の見直しの公表等

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、所要の対策を協議するための木材需給対策協議会を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材（用材）の需給見通し、及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業の新たな展開

昭和49年度から木材需給安定対策事業の柱として実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了し、3年度からは、新たな展開として、①木材の需給動向等の情報の収集・分析・提供、②木材利用の普及啓発、近代的な流通に関する情報の提供等を総合的に推進することにより木材の需給安定に取り組んでいる。

5 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」、「桐材」、「うるし」等の伝統工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまで、その種類は極めて多い。これらの特用林産物の生産は、その生産額が林業粗生産額のかかなりの部分を占め、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と山村住民の定住化に大きな役割を果たすとともに、近年の自然・健康・本物を志向する国民の生活・文化の向上に貢献している。

ここ数年の生産動向をみると、生産額の約7割を占めるきのこ類については、「乾しいたけ」、「生しいたけ」、「ひらたけ」等の生産量が減少傾向であるのに対し、「ぶなしめじ」、「まいたけ」といった比較的新しい

きのこが伸びている。また、非食用のものについては、代替品の進出等厳しい状況の中で減少傾向にある。木炭（粉炭）については土壌改良等の燃料以外の用途を中心に需要が伸びてきたが、やや頭打ちの傾向にある。

平成6年の特徴としては、

①ここ数年上昇傾向にあった生産額が3,560億円と前年を340億円下回り、昭和63年並となったこと。

②「乾しいたけ」、「生しいたけ」、「まつたけ」の生産が減少し、生産額が大きく減少したこと。

③「まいたけ」は、前年に引続き生産量、生産額ともに大幅に増大していること。

などがあげられる。

(2) 特用林産物振興対策

特用林産物の産地化形成を推進するため、大型モデル拠点を整備する事業及び都市住民を対象としたオーナー制度の促進など地域の特色を活かした事業を実施し、特用林産物の供給体制の整備を図ったほか、新たに、間伐材等を利用した新方式のしいたけ生産や木炭等の水質浄化・消臭等環境改善資材としての活用を促進するための事業を実施した。

また、火山活動によるしいたけ等の降灰被害に対処するためその周辺地域の防災対策の推進及び伝統的な工芸品等の原材料となる特用林産物の生産の振興を図ったほか、新たに、特用林産物の需給の変化に対応した需要の促進を図る事業を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査・指導を実施するとともに、練炭、豆炭、オガライト等の木質系固形燃料

表30 特用林産物の需給状況（6年）

品 目	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	8,312	7,804	959	15,157
生しいたけ	"	74,294	24,320	—	98,614
なめこ	"	22,638	—	—	22,638
えのきたけ	"	101,806	—	—	101,806
ひらたけ	"	20,441	—	—	20,441
ぶなしめじ	"	54,436	—	—	54,436
まつたけ	"	120	3,622	—	3,742
くらり	"	21,223	58,695	—	79,897
くらみ	"	517	21,130	21	21,647
わさび	"	3,734	—	—	3,734
たけのこ	"	74,617	241,742	—	316,359
生うるし	kg	3,860	250,321	—	254,181
竹材	千束	4,511	897	2	5,406
桐材	m³	7,791	132,596	—	140,387
木炭	t	72,475	90,878	151	163,202
薪	千層積m³	141	—	—	141

(注) 1 林野庁林産課調べ。

2 不明なもの及びないものについては一印とした。

3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算によった。

4 くらみ及びたけのこの輸入量は、それぞれから付き、生に換算した。

の生産、流通及び消費の増進につき指導した。

第7節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して木材関連産業の健全な発展を促進するため「林業等振興資金融通暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。(平成5年度に国産材産業振興資金を木材産業等高度化推進資金に組み替え)

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

(3) 資金種類及び貸付け

木材産業等高度化推進資金は、事業経営改善計画に基づく素材生産合理化資金(運転資金)、製品流通合理化資金(運転資金)、間伐等促進資金(運転資金)、乾燥材供給促進資金(運転資金)、林業事業体体質強化促進資金(運転資金)、円高等環境変化対応経営改善特別資金(運転資金)、木材加工流通システム整備資金(設備資金)、構造改善計画に基づく経営高度化促進資金(運転資金)、林業経営安定化促進資金(運転資金)により構成される。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(4) 6年度の予算措置及び実行状況

6年度までに政府貸付資金が110億6,613万円措置され、6年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,067億円となり、また、預託原資貸付資金借入に係る利子補給補助金4,623万円が予算措置された。

6年度末の資金種類別貸付状況は、表31のとおりで

表31 資金種類別貸付状況(6年度末貸付残高)

資 金 種 類	融資額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	549	71
素材生産資金	150	19
素材引取資金	399	52
製品流通合理化資金(運転資金)	117	15
間伐等促進資金(運転資金)	51	7
乾燥材供給促進資金(運転資金)	29	4
林業事業体体質強化促進資金 (運転資金)	2	0
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	5	1
木材高度利用加工資金	2	0
木材市場整備近代化資金	2	0
主産地育成整備資金	1	0
構造改造計画		
経営高度化促進資金(運転資金)	22	3
立木等取引資金	19	2
木材加工資金	3	0
木材需要拡大資金	—	—
新商品普及促進資金	—	—
林業経営安定化促進資金(運転資金)	—	—
計	775	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

あり、貸付件数3,609件、貸付け残高約775億円に達している。

2 農林漁業信用基金(林業信用保証制度)

農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の生産・流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対しこれに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託する。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

6年度の業務状況は次のとおりである。

(1) 出資の状況

5年度末の出資金の総額は131億8,475万円であったが、6年度に政府から1億5,000万円(保証出資)、都道府県から7,930万円、林業者等から681万円の出資が行われた結果、6年度末の出資総額は134億2,086万円

となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社25億9,896万円、組合9億5,536万円、個人7億4,127万円となっている。(表32)

(2) 債務保証の状況

6年度の債務保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材63%、素材生産が27%と両資金で90%を占め、また、木材産業等高度化推進資金に係るものが65%となっている。

6年度融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の55%を占めている。(表33)なお、6年度の代位弁済は38件、5億7,925万円(前年度46件、5億7,240万円)で、金額では685万円増加した。(表34)

表32 6年度末出資状況

区 分	出資者数	出資額 (万円)	出資額構成比 (%)
政 府		638,450	47.6
都道府県		274,077	20.4
林業者等	7,655	429,559	32.0

(注) 貸付資金及び寄託資金に係る政府出資135億6,613万円を計上していない。

表33 6年度末融資機関別保証実績

融資機関	件数	金額 (百万円)	金額構成比 (%)
農 林 中 金	124	4,559	7.5
商 工 中 金	246	6,631	10.9
都 市 銀 行	107	3,015	5.0
地 方 銀 行	1,889	33,609	55.5
第 二 地 方 銀 行	279	4,804	7.9
信 用 金 庫	325	4,926	8.1
そ の 他	210	3,055	5.0
合 計	3,180	60,599	100.0

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

表34 6年度経営形態別代位弁済等の状況

区分	代位弁済		求償権残高	
	件数	金額 (万円)	件数	金額 (万円)
組 合	1	4,952	65	118,045
会 社	25	40,802	272	320,547
個 人	12	12,170	174	136,177
計	38	57,925	511	574,769

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生

産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の6年度の貸付決定額は459億9,944万円であり、貸付残高は6年度末で10,051億円となっている。

資金種類別の貸付決定額は表35のとおりであり、貸付の大宗を占める造林資金は横ばいであったが、農林漁業施設資金が著しく増加したため、全体としては前年度より1%減少している。

なお、平成6年度においては、国民生活にとってかけがえのない役割を果たしている我が国森林を守り育てるための21世紀型先進林業地総合整備資金制度(無利子の造林資金等)の創設等の制度改正を行った。

表35 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付決定額
(単位: 百万円)

区 分		5年度	6年度
林業 基盤 整備	総 数	36,139	35,827
	補 助		
	{ 公 有 林	2,707	2,530
	{ 私 有 林	9,976	8,617
	非補助		
	{ 公 有 林	10,236	10,152
	{ 私 有 林	12,968	14,393
	樹 苗 養 成	251	135
	林 道	1,031	918
	森 林 整 備 活 性 化 資 金	—	1,240
林 業 経 営 育 成		417	457
林業経営	伐 採 調 整	25	.19
	営安定		
農林漁業	林 業 経 営 維 持	135	113
	農 林 漁 業 構 造 改 善 事 業 推 進	2,926	1,478
農林漁業施設	共 同 利 用	4,520	3,201
	主 務 大 臣 指 定	1,199	2,746
災 害		—	—
計		46,392	45,999

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業改善資金

最近における林業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、青年林業者等の養成確保等についての林業従事者等の、自主的努力を積極的に助長するため、林業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期

表36 林業改善資金貸付額の推移

	(単位: 億円)				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
林業生産高度化資金	63	65	64	64	62
林業労働福祉施設資金	9	10	10	8	9
青年林業者等養成確保資金	1	1	1	1	1
計	72	75	75	72	72

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。